調査の概要

■ 調査テーマ

「犯罪の起きにくい社会づくり」について

■ 調査目的

振り込め詐欺や「いじめ」を始めとした「犯罪の起きにくい社会づくり」のための各種施策等についての意識等を調査し、今後の施策等の参考とするため

■ 調査期間

平成24年10月17日(水)から平成24年10月26日(金)までの間

■ 調査方法

インターネットを利用したアンケート調査

■ 調査対象(平成24年度けいしちょう安全安心モニター) 953名

※ 公募した満18歳以上の都内在住者、在勤者又は在学者

■ 回答者数

892名(回答率 93.6%)

■ 回答者の属性

属		性	回収数	構成比
全		体	892	100. 0
性 別	男 性		441	49. 4
	女性		451	50. 6
年代別	18歳~19歳		16	1.8
	20代		114	12. 8
	30代		176	19. 7
	4 0代		176	19. 7
	5 0代		134	15. 0
	6 0 代		160	17. 9
	7 0 歳以上		116	13. 0
職業別	会社員		277	31. 1
	公務員		19	2. 1
	自営業		87	9.8
	パート・アルバイト		86	9. 6
	学 生		56	6. 3
	主婦		210	23. 5
	無職		119	13. 3
	その他		38	4. 3
居住地域別	都内在住	2 3 区部	563	63. 1
		市町村部	295	33. 1
	都外在住		34	3. 8

[※] 集計結果は、百分率(%)で示している。小数点以下第2位を四捨五入して算出した。そのため、合計が100.0%にならないものがある。

[※] n (number of cases)は、比率算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。

「犯罪の起きにくい社会づくり」について

「安全で安心して暮らせる街、東京」の実現に向け、警視庁では、「規範意識の向上」と「地域の絆の再生」をキーワードとして、「犯罪の起きにくい社会づくり」に取り組んでいます。

今回のアンケートは、現在、推進している各種施策等について、皆さんがどのように考えているかなどをお聞きして、「犯罪の起きにくい社会づくり」のための施策等に活用させていただくものです。

◇振り込め詐欺について	
Q1 昨年1年間(平成23年)に確認された都内における振り込め詐欺の	
被害一件当たりの平均被害額は、どれくらいだと思いますか。	• • • • 3
Q2 自分やあなたの両親が振り込め詐欺の被害に遭うかもしれない不安が	• • • • 4
ありますか。	• • • • 4
Q3 (60歳以上の方に対し)	• • • • 5
息子(娘)等の家族と同居していますか。	
Q4 (18歳以上60歳未満の方に対し)	• • • • 5
60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいますか。 Q5 別居している息子(娘)若しくは60歳以上の一人暮らし又は夫婦二	O
	• • • • 7
Q6 振り込め詐欺の被害に遭わないために、あなたや家族が普段行ってい	·
ることがありますか。	• • • • 9
Q7 振り込め詐欺の被害を防止するために、特に効果的なことはどのよう	••••10
なことだと思いますか。	1 0
Q8 今後、振り込め詐欺と思われる不審な電話がかかってきた場合、あな	
たは警察に、どのような協力をしていただけますか。	\cdots 1 1
◇「いじめ」について	$\cdots 13$
Q9 「いじめ」の現状についてどのような印象を持っていますか。 Q10 「いじめ」が深刻な問題となっている主な原因は、どのようなことだ	
は10 「いしめ」が床刻な问題となっている主な原因は、とのようなことだ と思いますか。	•••14
Q11 「いじめ」を知ったとき、原則として、警察はどのような場合に関わ	
っていくべきだと思いますか。	•••15
Q12 「いじめ」をなくしていくために、どのようなことが特に必要だと思	
いますか。	•••16
◇インターネットカフェ等について	
Q13 条例の施行後にインターネットカフェ等を利用したことがありますか	· · · · 1 7
Q14 「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」の規制対象とな	
っている店舗が行っていることのうち、知っている内容はどのようなことですか。	•••18
Q15個室等の利用を提供する店舗のうち、「本人確認義務」等の規制が各	
種法令等によって定められていない店舗について、安全に安心して利用	
できるようにするため、今後、どのような規制や取組が必要だと思いま	1.0
すか。	•••19
◇自転車利用者の交通ルール・マナー等について	
Q16 以前と比較して自転車利用者の交通ルールやマナーは良くなったと思	
いますか。	$\cdots 20$
Q17 以前と比較して自転車の交通ルールやマナーが、特に「良くなった」	• • • • 2 0
理由として考えられるのは、どのような警察の活動だと思いますか。 Q18 自転車利用者の交通違反で特に危ないと思ったのはどのような違反で	2 0
GT8 自転車利用名の交通選及で特に厄ないと思うためはとのような選及で すか。	• • • • 2 1
Q 1 9 交通切符(赤色)による取締りを行い、罰金を科した方が良いと思う	
重大で危険な行為はどのような違反ですか。	••• 2 2
Q20 自転車に乗車する際のヘルメットの着用について、どのように考えま	
すか。	••••23

都内における振り込め詐欺の被害件数は依然として減少せず、被害額については増加傾向にあり、深刻な問題となっています。

警視庁では、「STOP!振り込め詐欺」、「振り込まない 手渡さないで 110番」等を スローガンに掲げ、振り込め詐欺の撲滅に向けた様々な取組を強力に推進しています。

次の説明をご覧になってから、設問にお進みください。

◆ 振り込め詐欺には、

オレオレ詐欺(恐喝を含む)

電話を利用して親族等を装い、金銭借用等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺

架空請求詐欺(恐喝を含む)

郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金請求文書等を送付して、現金を口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺

融資保証金詐欺

実際に融資する意思がないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付して保証金の名目で現金を預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺

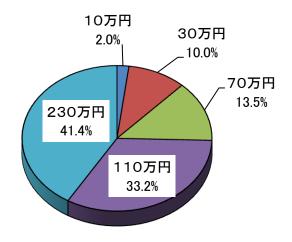
還付金詐欺

税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法な利益を得る詐欺

などの種類があります。

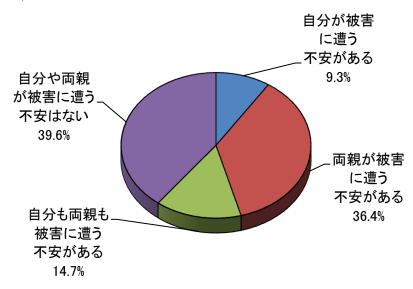
Q1 昨年1年間(平成23年)に確認された都内における振り込め詐欺の被害一件当たりの平均被害額は、どれくらいだと思いますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=892)



Q2 あなたは、自分やあなたの両親(配偶者の両親を含む。)が振り込め詐欺の被害に遭うかもしれない不安がありますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=892)



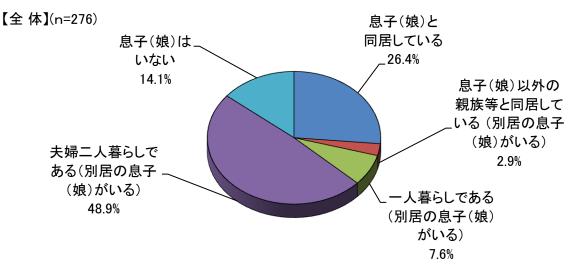
「自分が被害に遭う不安がある(計)」(24.0%)

=「自分が被害に遭う不安がある」+「自分も両親も被害に遭う不安がある」

「両親が被害に遭う不安がある(計)」(51.1%)

=「両親が被害に遭う不安がある」+「自分も両親も被害に遭う不安がある」

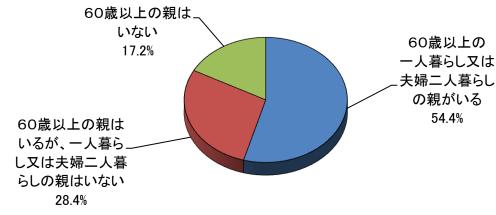
- 60歳以上の方にお尋ねしました。(対象者:276名) (年齢は、モニター応募時に登録されたデータを基準に算出しています。)
- Q3 あなたは、息子(娘)等の家族と同居していますか。該当する項目を1つだけ選んでください。



「息子(娘) と同居している」(73名 26.4%) 「別居の息子(娘)がいる(計)」(164名 59.4%)

- =「息子(娘)以外の親族等と同居している(別居している息子(娘)がいる)」(8名)
- +「一人暮らしである(別居している息子(娘)がいる)」(21名)
- +「夫婦二人暮らしである(別居している娘(息子)がいる)」(135名)
- 18歳以上60歳未満の方にお尋ねしました。(対象者:616名) (年齢は、モニター応募時に登録されたデータを基準に算出しています。)
- Q4 あなたは、60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親(配偶者の親を含む。)がいますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

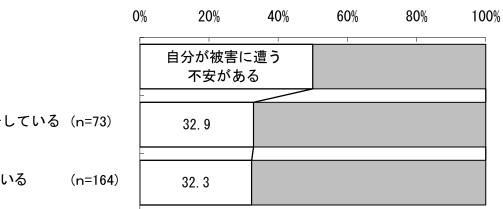
【全体】(n=616)



「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる」(335名 54.4%) 「60歳以上の親はいるが、一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親はいない」 (175名 28.4%)

(分析)

60歳以上の「息子(娘)と同居している(Q3)」(73名)及び「別居の息子(娘)がいる(Q3)」(164名)別に占める「自分が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合



息子(娘)と同居している (n=73)

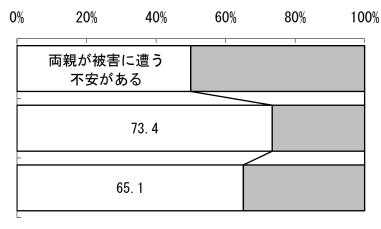
別居の息子(娘)がいる (n=164

(分析)

18歳以上60歳未満の「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる(Q4)」(335名)及び「60歳以上の親はいるが、一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親はいない(Q4)」(175名)別に占める「両親が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合

60歳以上の一人暮らし又 は夫婦二人暮らしの親がい (n=335) る

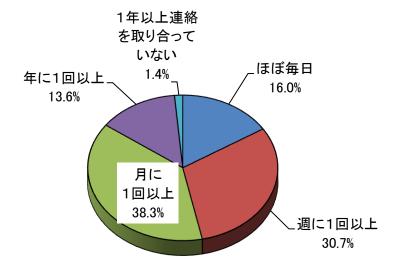
60歳以上の親はいるが、 一人暮らし又は夫婦二人暮 (n=175) らしの親はいない



Q3(60歳以上の方)で「息子(娘)以外の親族等と同居している」、「一人暮らしである」又は「夫婦二人暮らしである」を選択した方(164名)及びQ4(18歳以上60歳未満の方)で「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる」を選択した方(335名)にお尋ねしました。(499名)

Q5 あなたは、別居している息子(娘)若しくは60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親(配偶者の両親を含む。)と、どのくらいの頻度で連絡(電話や対面)を取り合っていますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

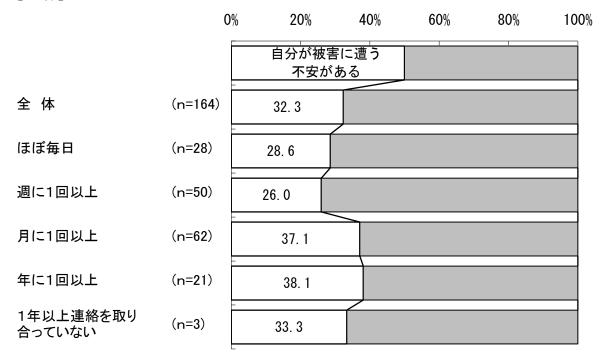
【全体】(n=499)



(分析)

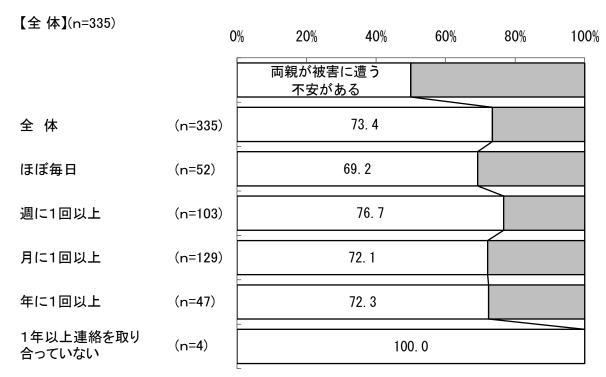
60歳以上の「別居の息子(娘)がいる(Q3)」方(164名)の「別居している息子(娘)と連絡を取り合っている頻度(Q5)」別に占める「自分が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合

【全体】(n=164)



(分析)

18歳以上60歳未満の「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる」方 (335名)の「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親と連絡を取り合っている 頻度(Q5)」別に占める「両親が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合



Q6 振り込め詐欺の被害に遭わないために、あなたや家族が普段行っていることがあります か。該当する項目を選んでください(複数選択可)。

【全体】(n=892)

知らない番号からの電話には、自分や家族のことを話さない

振り込め詐欺の様々な手口を知っておく

自宅の電話番号をハローページに登載しない

振り込め詐欺の手口や被害防止策等を家族 と話し合っている

頻繁に家族と連絡をとっている

家族の勤務先の電話番号を教えておく(聞いておく)

在宅中でも留守番電話に対応させてから受話 器を取っている

ATM 利用時の振込みや払い出しの限度額を 少額にしている

自宅の電話の周辺に被害防止の注意を促す チラシやグッズ等を置いている

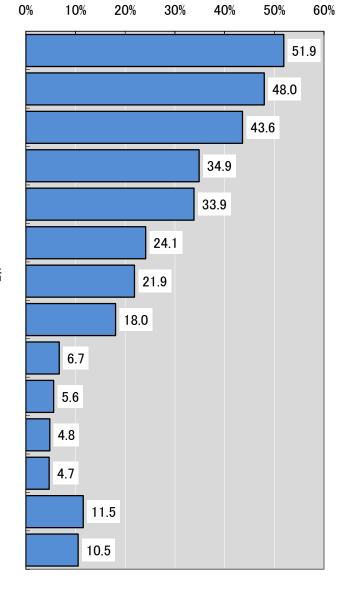
家族の合言葉を決めている

いざという時の相談者を決めている

預貯金通帳等を家族等に管理してもらっている(家族等が管理している)

その他

特に何もしていない



Q7 振り込め詐欺の被害を防止するために、特に効果的なことはどのようなことだと思いますか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

【全体】(n=892)

息子(娘)世代の方が両親等と連絡を密にし、 話題にする

被害の実情や手口を広く知らせる

犯人を徹底的に検挙する

ATM や窓口を利用する際の銀行や郵便局等の職員等からの声掛けを強化する

被害防止の方法を広く知らせる

振り込みの際に銀行や郵便局等の職員が振 込先や家族等に連絡をとる

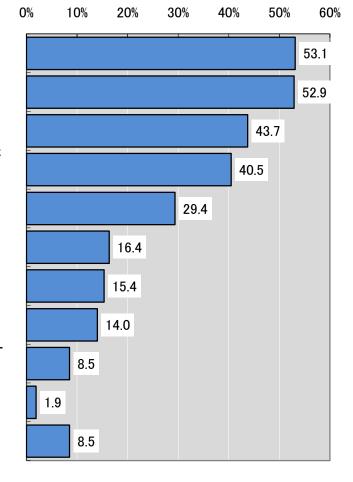
近隣住民同士の相談や声を掛け合う人間関係をつくる

ATM 利用時の振込みや払出しの限度額を少額に引き下げる

警察官や振り込め詐欺被害防止アドバイザー が戸別訪問して注意喚起する

警察等が電話で注意喚起する

その他



Q8 今後、振り込め詐欺と思われる不審な電話がかかってきた場合、あなたは警察に、どのような協力をしていただけますか。該当する項目を選んでください(複数選択可)。

【全体】(n=892)

不審な電話がかかってきたことを通報する

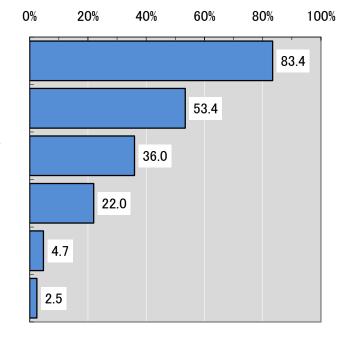
「だまされたフリ」をして振込先等の情報を通報する

「だまされたフリ」をして再度犯人からの電話を 受ける

犯人の声を録音して提供する

その他

犯人と関わりたくないので協力はしたくない



「いじめ」を受けた子どもが、不登校になったり、また自殺を図るなどの重大な事案が発生 し、いじめが社会問題となっています。

警視庁では、これまでも、子どもや保護者等からの相談受理、事件取扱い、広報活動などを 行ってきたところですが、「いじめ」問題が深刻化していることから、下記のとおり、東京都 教育庁との連携を強化するなど、的確に対応していきたいと考えております。

(警視庁と東京都教育庁との連携の強化)

警視庁と東京都教育庁とは、これまでも、児童・生徒の非行、犯罪被害防止と健全育成対策について相互に連携してきましたが、先般、いじめ問題を始めとした各種少年問題に的確に対応していくため、次のことを申し合わせ、今後更に連携を強化していくこととしました。

- 相互の通報・連絡体制の強化
- 〇 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度(※1)」、「学校と警察との連絡協議会(※2)」の更なる活用
- 「いじめは、しない」「いじめは、許さない」といった社会気運の醸成
- 警視庁・教育委員会における「相談窓口」の周知と充実
- ※1 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」
 - ~ 児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止並びに健全育成対策を目的として、相互 に必要な連絡を行う制度
- ※2 「学校と警察との連絡協議会」
 - ~ 教育委員会・学校・警察が参加し、学校内外の児童・生徒の非行実態等や非行 防止、犯罪被害防止等についての意見交換を行い、対策等を協議するもの

Q9 「いじめ」の現状についてどのような印象を持っていますか。該当する項目を選んでくだ さい(複数選択可)。

【全体】(n=892)

陰湿である

どの学校にも「いじめ」は存在すると思う

遊び感覚で行われている

暴力行為が限度を超えている

執拗である

「いじめ」を止めようとする子どもが少ない

「いじめ」をしていることが分かりにくい

言葉によるものが多い

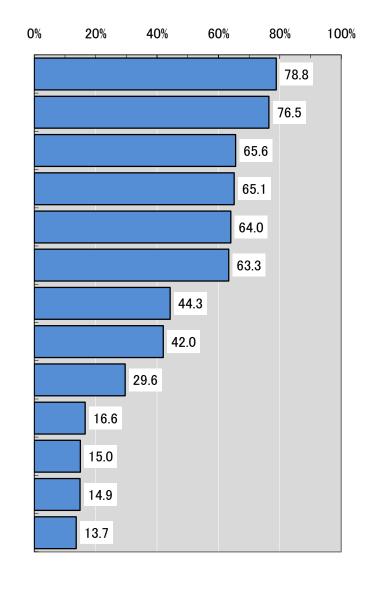
公然と行われている

昔も今も中身は変わらない

報道されるような悪質な「いじめ」は一部の 話だと思う

「いじめ」の標的がすぐに変わる

その他



Q10 「いじめ」が深刻な問題となっている主な原因は、どのようなことだと思いますか。該 当する項目を3つ以内で選んでください。

【全体】(n=892)

保護者のしつけや教育が不十分

教員の指導力の低下

メールやインターネット等の普及による コミュニケーションの変化

社会全体の規範意識の低下

暴力的なゲーム等有害情報等の氾濫

学校と保護者の信頼関係の欠如

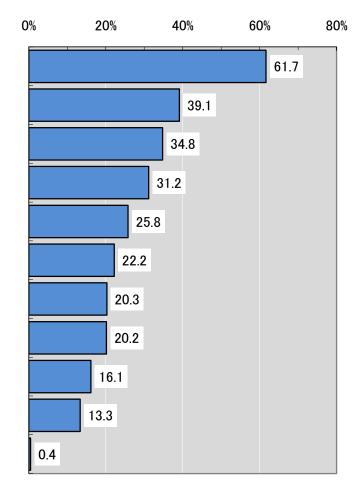
少子化や地域のつながりの希薄化など 社会環境の変化

学校での「いじめをしてはいけない」という 教育が不十分

警察の介入が不十分

その他

特に深刻な問題となっているとは思わない



Q11 「いじめ」(「いじめの疑い」を含む。)を知ったとき、原則として、警察はどのような場合に関わっていくべきだと思いますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=892)

いじめを受けた側の子どもや保護者が警察の 対応を望んだ場合

犯罪行為の場合

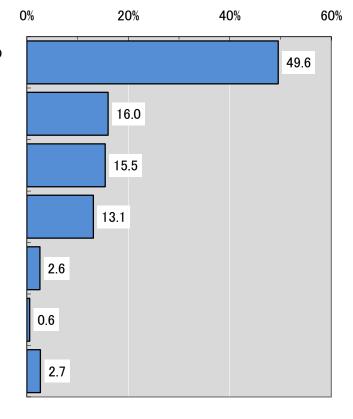
子どもの生命・身体に危険が及ぶ場合

いじめの程度に関わらず全ての場合

学校側から相談を受けた場合

学校内での解決に任せ、介入するべきではない

その他



Q12 「いじめ」をなくしていくために、どのようなことが特に必要だと思いますか。該当する項目を3つ以内で選んで下さい。

【全体】(n=892)

家庭内で「人を思いやる心」や「規範意識」を育むしつけを行うこと

保護者が「いじめ」を知ったら、学校に早めに 相談すること

警察、学校、地域が「いじめ」の情報を共有す るなど、連携して対応していくこと

「いじめ」を見たらやめさせるような、子どもを見守る地域社会をつくること

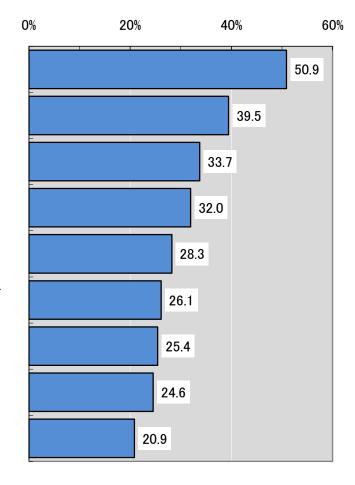
保護者が「いじめ」を知ったら、警察に早めに 相談すること

学校で「いじめ」をしてはいけないという教育を 行うこと

学校が「いじめ」の程度に応じて、警察に早め に通報すること

子どもに警視庁や教育委員会などの相談窓口を広く知らせ、利用させること

警察が学校と協力して、「いじめ」防止に関する啓発活動を行うこと



インターネットカフェ等について

東京都は、インターネットカフェ等を利用したサイバー犯罪の防止を図るとともに、都民等が 安全に安心してインターネットカフェ等を利用できる環境を保持するため、「インターネット端 末利用営業の規制に関する条例」を制定し、平成22年7月1日に施行しました。

条例の施行後、条例の周知を図るとともに、警察と営業者等の間の協力体制を強化するなど、 各種取組を推進しており、条例は、都内のインターネットカフェ等における窃盗、無銭飲食等の 各種犯罪の防止やサイバー犯罪の防止や検挙に大きな役割を果たしているものと考えております。

次の説明をご覧になってから、設問にお進みください。

◇ インターネットカフェ等とは、

「利用者にパソコン等を提供してインターネットにアクセスできるサービスを提供している店舗」 のことを言います。

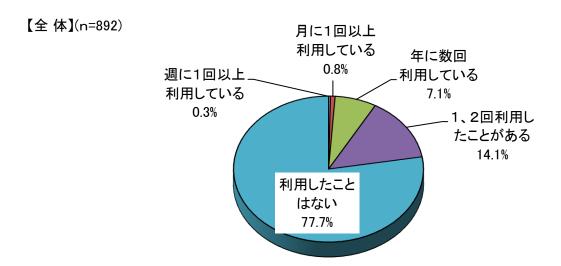
具体的には、

- 「インターネットカフェ、複合カフェ」
 - ・・・インターネットを始め、まんが、DVD、ゲーム、カラオケ等多様なサービスを提供する店舗
- 「個室ビデオ、テレクラ」営業のうち、インターネットを利用できる店舗
- ●「オープンカフェ、オフィスサービス」
 - ・・・オープンスペースでインターネット利用ができる店舗
- ●「ネットルーム、レンタルルーム」
- ・・・独立した部屋貸し営業で、室内でインターネット利用ができる店舗などがあり、これらのうち、

「個室等において、利用者にパソコン等を提供してインターネットにアクセスできるサービスを提供している店舗」

が「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」の規制対象となっています。

Q13 あなたは、条例の施行後(平成22年7月1日以降)にインターネットカフェ等を利用したことがありますか。該当する項目を1つだけ選んでください。



「少なくとも1回以上利用したことがある(計)」(199名 22.3%)

= 「週に1 回以上利用している」+ 「月に1 回以上利用している」+ 「年に数回利用している」+ 「1 、2 回利用したことがある」

「利用したことはない」 (693名 77.7%)

インターネットカフェ等について

Q14 「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」の規制対象となっている店舗が行っていることのうち、知っている内容はどのようなことですか。該当する項目を選んでください(複数選択可)。

【全体】(n=892)

利用者に対する本人確認義務(免許証等の提示)があること

条例が制定されたことを知らなかった

警察への営業開始の届出義務があること

防犯カメラの設置や従業員による店舗内の 見回りなど、警戒に努めること

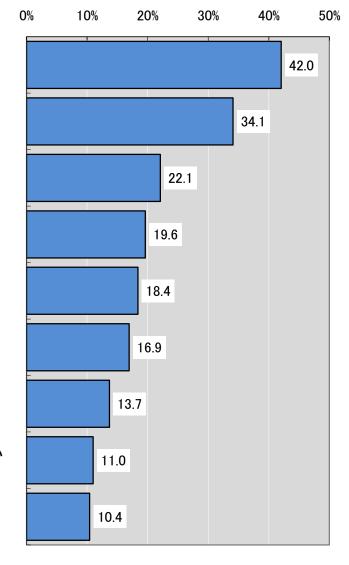
条例が制定されたことは知っていたが、内容 は知らなかった

パソコン等に対するセキュリティ対策に努める こと

利用者の利用時間等の記録の作成及び保存 義務があること

店舗内を明るくするなど、顧客が利用しやすい 環境の整備に努めること

利用者に対するID・パスワード等の管理について注意喚起に努めること



インターネットカフェ等について

次の説明をご覧になってから、設問にお進みください。

本年6月に、オウム真理教特別手配被疑者が都内のインターネットカフェで発見、逮捕された ところであり、「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」をより浸透させていくこと は、潜伏する犯人の検挙等にも大きな役割を果たしていくものと考えております。

一方、現在、都内には、同条例の規制対象となっていない、まんがやテレビ・DVD等の鑑賞、休憩場所(仮眠を含む。)などの用途で使用できる個室等の利用を「時間貸し」等で提供する店舗が多くあります。

Q15 個室等の利用を提供する店舗のうち、「本人確認義務」等の規制が各種法令等によって 定められていない店舗について、安全に安心して利用できるようにするため、今後、どの ような規制や取組が必要だと思いますか。該当する項目を選んでください(複数選択可)。

【全体】(n=892)

利用者に身分証の提示を求めて本人確認を行うこと

店舗内の防犯カメラの設置を推進すること

警察と営業者との協力体制を強化すること

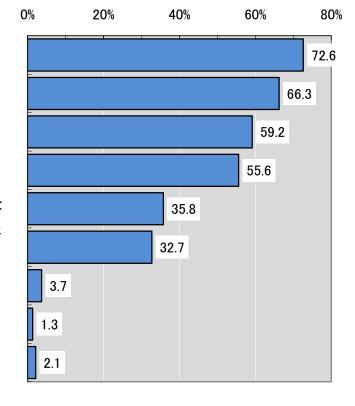
警察が店舗の営業実態を把握すること

利用者に利用申込書等への記入を求めること 従業員が店舗内の見回りをするなど警戒に努めること

その他

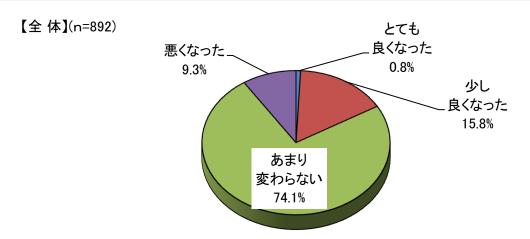
特に規制等はしない方がよい

よくわからない



警視庁では、現在、「自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全教育の推進」、「自転車利用者に対する指導取締りの強化」、「自転車通行環境の確立」及び「自転車盗及び自転車利用者のひったくり等の被害防止対策」の4本柱を重点として「自転車総合対策」に取り組んでいます。自転車の交通ルールやマナー等の普及を通じて、交通事故防止だけでなく、社会の「規範意識の向上」にもつながっていくものと考えております。

Q16 警視庁では、本年1月1日から自転車利用者に対する交通ルール及びマナーの普及に向け、「自転車総合対策」を推進しています。以前と比較して自転車利用者の交通ルールやマナーは良くなったと思いますか。該当する項目を1つだけ選んでください。



Q16で「とても良くなった」又は「少し良くなった」を選択した方にお尋ねしました。 (16.6% 148名)

Q17 以前と比較して自転車の交通ルールやマナーが、特に「良くなった」理由として考えられるのは、どのような警察の活動だと思いますか。該当する項目を3つ以内で選んでください。



広報啓発活動(キャンペーンを含む)

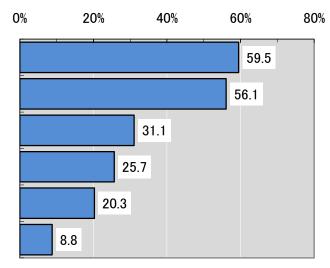
指導警告、取締り(パトロール・街頭活動を含む)

交通安全教育(自転車教室を含む)

自転車通行環境の整備(自転車ナビマークの 整備を含む)

自治体やボランティアとの協力・連携

その他



※ 自転車ナビマークとは: 車道の左端1メートル程度の幅を、通常、青く塗って、自転車が 走行すべき場所を明示するとともに、走行する方向を明示するもの です。

Q18 自転車利用者の交通違反で特に危ないと思ったのはどのような違反ですか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

【全体】(n=892)

歩道で速度を落とさず歩行者の横を通行

携帯電話・傘差しなどの片手運転

夜間の無灯火

信号無視

イヤホンをしながらの運転

一時不停止

車道の右側通行

歩道通行が禁止されている歩道の通行

お酒を飲んでの運転

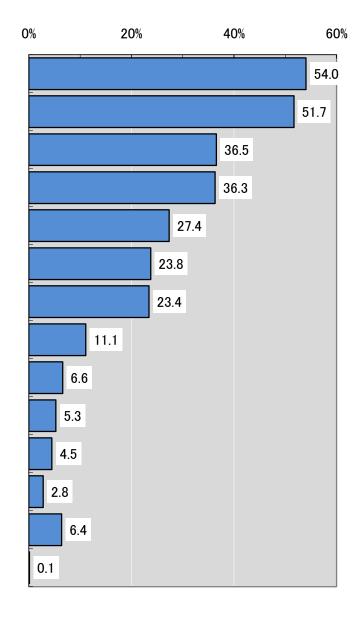
二人乗り(6歳未満の幼児を同乗する場合を 除く)

ブレーキ不良の自転車の運転

踏切の遮断機や警報機が作動している間の 踏切立入り

その他

特に危ないと思った違反はない



現在、ピスト自転車を運転している者に対しては、「整備不良車運転(ブレーキ不良)」の交 通違反として、指導警告ではなく直ちに交通切符(赤色)による取締りが行われ、罰金が科せら れています。

Q19 交通切符(赤色)による取締りを行い、罰金を科した方が良いと思う重大で危険な行為 はどのような違反ですか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

【全体】(n=892)

信号無視

携帯電話・傘差しなどの片手運転

お酒を飲んでの運転

夜間の無灯火

歩道で速度を落とさず歩行者の横を通行

イヤホンをしながらの運転

車道の右側通行

ブレーキ不良の自転車の運転

踏切の遮断機や警報機が作動している間の 踏切立入り

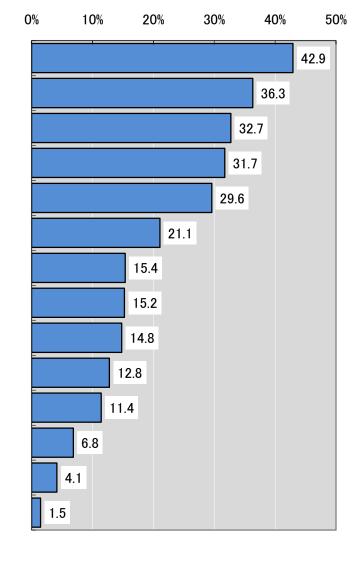
一時不停止

歩道通行が禁止されている歩道の通行

二人乗り(6歳未満の幼児を同乗する場合を 除く)

その他

取締りを行うべきと思う違反はない



- ※ ピスト自転車とは: 競輪競技等に使用されている競技用自転車で、ペダルを逆回転方向に 力を加えることにより、減速・停車させる構造の自転車で、前・後輪に ブレーキを備えていません(ブレーキを備えていない自転車を道路上で 運転することは禁止されています。)。
- ※ 「指導警告」は処分を伴わないものですが、「交通切符(赤色)」により取締りを受けると、 後日、指定された場所に出頭し、検察官等の取調べを受け、裁判所から罰金等の処分を受ける こととなります。

現在、法令上、小学生以下の子どもを自転車に乗車させる際は、その保護する責任のある者は、子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされています(罰則はありません)。

Q20 自転車に乗車する際のヘルメットの着用について、どのように考えますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=892)

今のままで良い(小学生以下のみが着用するよう法令で定められている(罰則なし))

法令を定めるよりも、自転車乗用中のヘルメット着用の重要性等について、もっと広報や教育を行うべき

年齢を問わず、全員が着用するよう法令で定めるべき(罰則あり)

年齢にかかわらず、着用することを法令で定 める必要はない

小学生以下のみが着用するよう法令で定める べき(罰則あり)

小学生以下と高齢者(65歳以上)が着用するよう法令で定めるべき(罰則なし)

年齢を問わず、全員が着用するよう法令で定めるべき(罰則なし)

小学生以下と高齢者(65歳以上)が着用する よう法令で定めるべき(罰則あり)

高齢者(65歳以上)のみが着用するよう法令で定めるべき(罰則なし)

高齢者(65歳以上)のみが着用するよう法令で定めるべき(罰則あり)

その他

